

前地自治会地区 防災まちづくり方針

大地震！大規模火災を防ぎ命と街を守ろう



前地自治会

目次

はじめに.....	1
1. 本方針の策定の目的及び構成	1
2. 地区が直面する災害の危険性	3
3. 地区住民の防災への意識や備えの現状	5
4. 地区の特徴と課題	7
パート1 防災まちづくり方針	8
1. 地区の防災まちづくりの目標と方向性	8
2. 防災まちづくり方針マップ	9
3. 防災まちづくりの取組	10
パート2 地区防災計画	14
1. 発災時の行動	14
2. 避難するときの行動	15
3. 避難場所、一時集合場所、避難所について	16
4. 災害時要配慮者の支援.....	17
5. 災害時の活動体制	18
防災まちづくりの進め方	19
参考資料	20
1. 自治会・自主防災会の備えの状況	20
2. 家庭での備え	21

はじめに

1. 本方針の策定の目的及び構成

(1) 防災まちづくり方針とは

防災まちづくり方針は、地区の現況や課題を踏まえて、災害時の避難や応急活動を円滑にし、災害時の危険性を減少させる空間づくりや住環境をより良くするための方向性などをまとめたものです。

さいたま市では、防災について一緒に考え、地域全体での防災力を高めていくため、大地震による延焼リスクと避難困難リスクが重なる地区において、「防災まちづくり方針」の作成を推進しています。

(2) 策定の目的

私たちが住んでいる前地地区は、「さいたま市防災都市づくり計画」の中で、大規模地震時に火災が発生した場合、延焼リスクと避難困難リスクが重なる「災害リスクが高い地区」になっているため、平成 29 年度より防災まちづくりに向けた検討を進めてきました。

地区防災計画の策定、通電火災防止のための感震ブレーカー設置の啓発と公的補助制度の要望、補助制度を活用した全戸設置に取り組んできました。

一方でこの数年、敷地を細分化する住宅開発によって地区内の建物密度が高くなっていることから、防災まちづくり方針の策定を待たず、「防災環境悪化防止のための地区計画」の導入に緊急的に取り組むことにしました。そして、その方向性が見えてきたことから、あらためて防災まちづくり方針を策定するものです。

その本方針は、地区の一人一人が日頃から災害への備えを進めるとともに、地域で協力して必要な取組を推進することで、安全で安心なまちにしていくことを目的としています。

(3) 本方針の構成

本方針には、パート1に「防災まちづくり方針」を、パート2に「地区防災計画」を記載しています。それぞれの活動時期は次のとおりです。

パート1 「防災まちづくり方針」	日ごろから行う防災まちづくりや家庭での備えなどの対策を記載しています。
パート2 「地区防災計画」	災害発生時に実施する消火活動や要配慮者支援などの対応・活動を記載しています。



2.地区が直面する災害の危険性

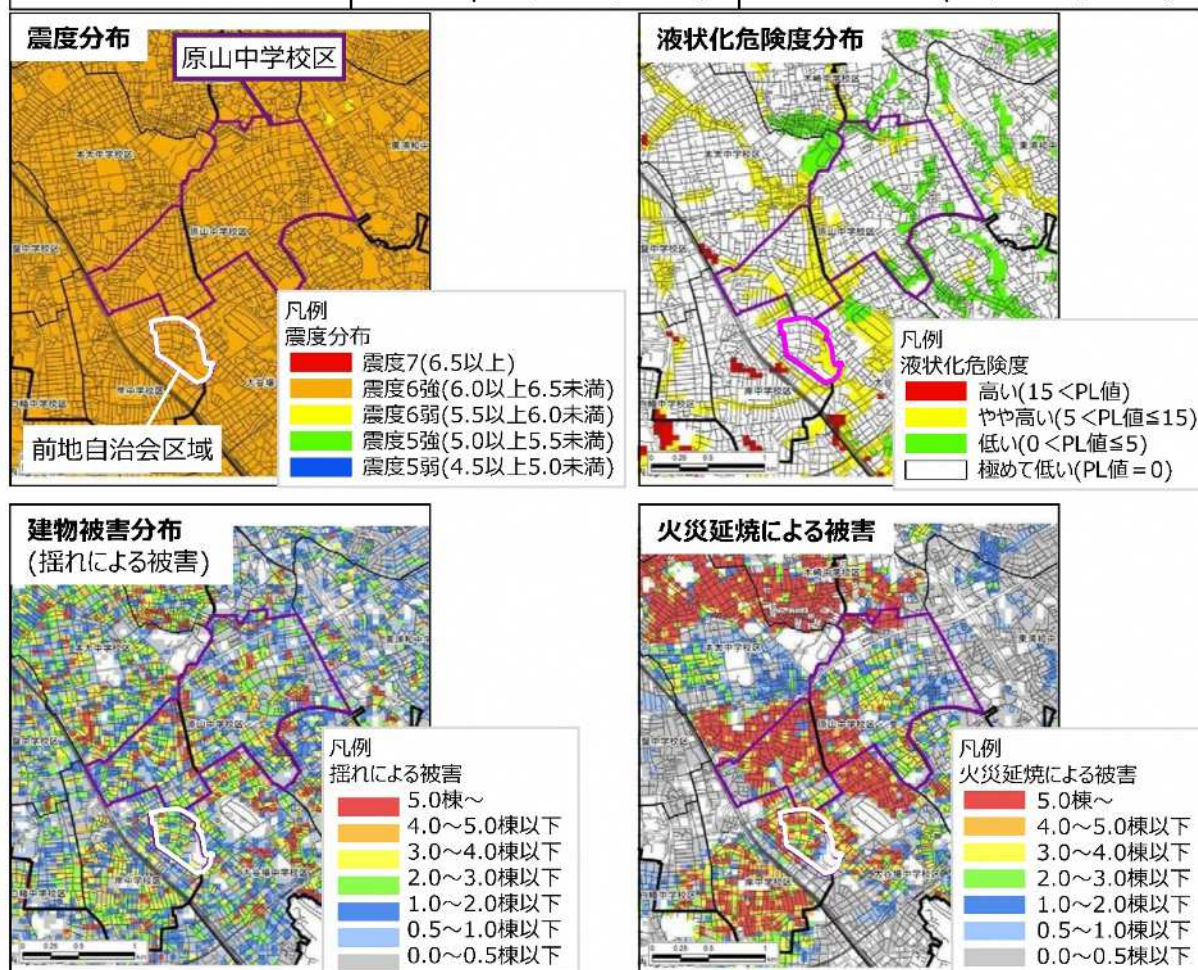
(1) さいたま市直下地震で想定されている被害の大きさ

さいたま市が平成 26 年に公表した「さいたま市被害想定調査」では、冬 18 時の強風時にさいたま市直下地震（マグニチュード 7.3、最大震度 6 強）が発生した場合、前地自治会区域が位置する原山中学校区では、震度 6 強の揺れに襲われ、6 割近くの建物が全壊・半壊し、地区内では 3.6 割近くが焼失するという甚大な被害が想定されています。

■ 結果概要

原山中学校区内の被害想定

地震：さいたま市直下地震					
最大震度	6 強 (6.2)	死者	157人(0.5%)	全壊建物棟数	3,208 棟(43.0%)
最小震度	6 強 (6.0)	負傷者	321人(1.1%)	うち焼失棟数	2,656 棟(35.6%)
		避難者	10,180人(35.6%)	半壊建物棟数	1,283 棟(17.2%)



【出典】さいたま市被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

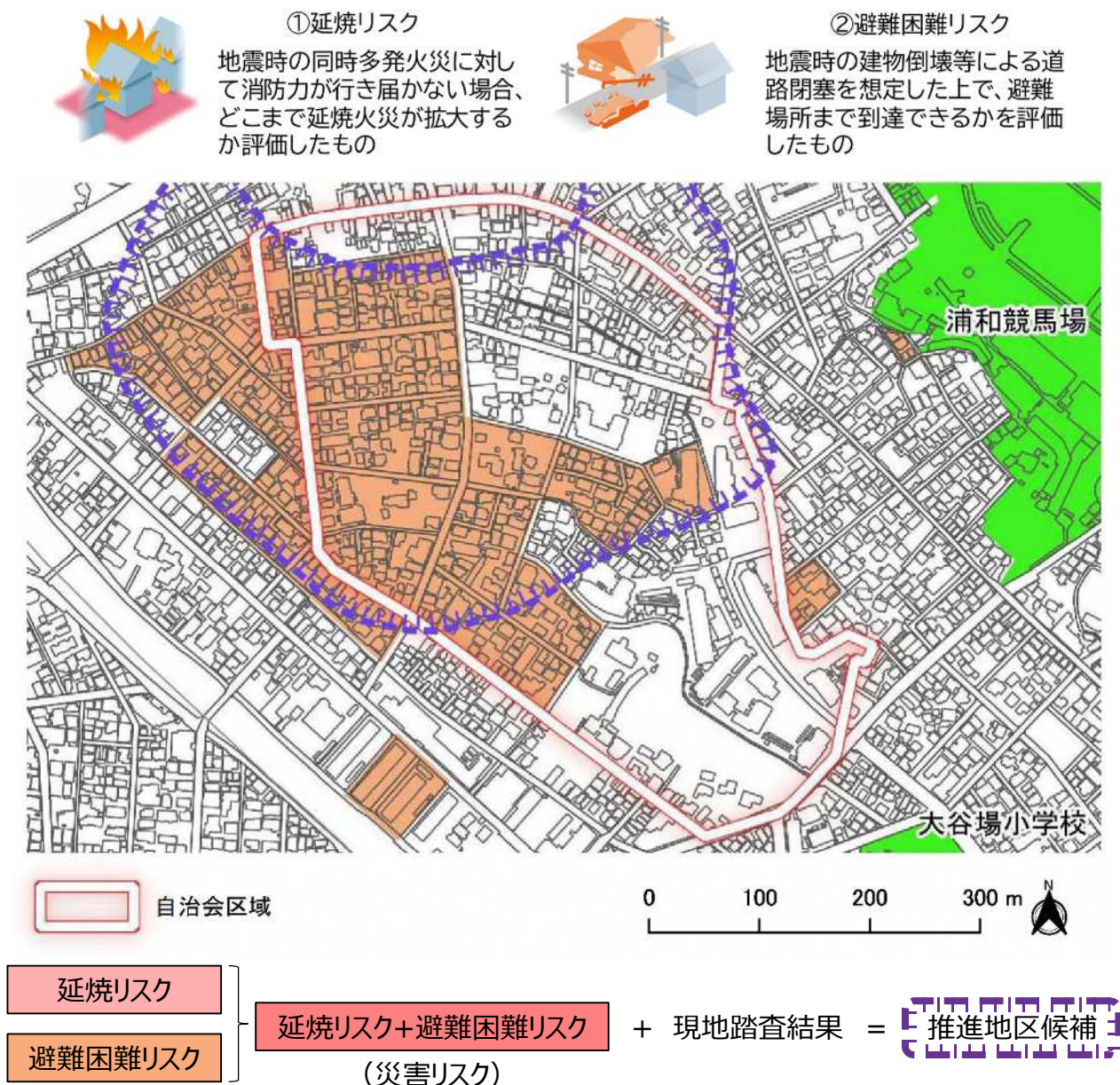
(2) 災害リスク分析で判明した前地地区の危険性

平成 27 年にさいたま市が策定した「さいたま市防災都市づくり計画」では、建物の耐震性や耐火性、道路の幅員、避難場所の有無といった条件に基づいて、「延焼リスク」や「避難困難リスク」が高いエリアを分析しています。

これによると、前地地区は、市内でも特に災害リスクが高いことから、「さいたま市防災都市づくり計画」の中で、防災対策を重点的かつ優先的に推進する「推進地区候補」（市内には計 19 地区）の 1 つに指定されています。

前地地区は、大規模地震による同時多発火災が発生して消火活動ができなかった場合、区域全体に延焼火災が広がるだけでなく、避難場所への避難もできなくなるリスクを抱えています。

なお、最新の分析の結果は、「さいたま市防災まちづくり情報マップ」として広く公表されています。



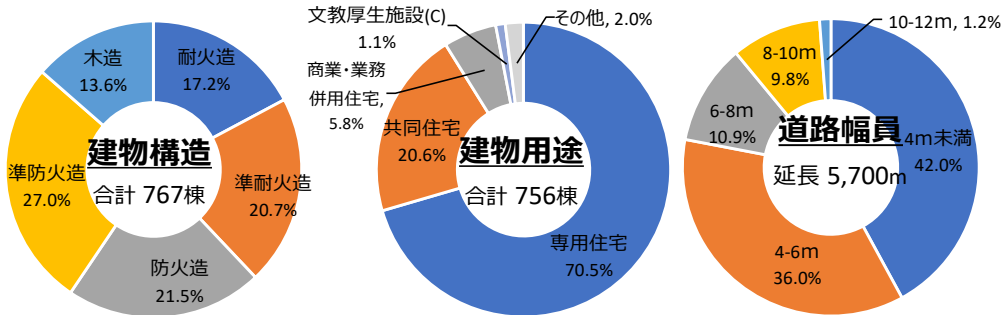
【出典】防災まちづくり情報マップ（さいたま市）

3.地区住民の防災への意識や備えの現状

(1) 前地地区の基礎情報

前地地区の基礎情報は、以下のとおりです。

表 1 前地地区の基礎情報

地区面積	約 19 ha
自治会加入世帯数	約 1500 世帯（令和6年5月1日時点）
建物用途 構造 道路幅員	 【出典】都市計画基礎調査
防災分野での地区の取組	➤ 感震ブレーカーの設置【計1500世帯】 （平成29年度：200世帯、平成30年度：200世帯、令和元年度：200世帯、令和2年度：500世帯、令和3年度：400世帯） ➤ 地区内に消火器の設置【計30本】 （令和4年度：10本増設） ➤ 家庭用消火器の新規設置・交換の斡旋 ➤ 避難訓練の実施（年2回）ヘルメット、防災作業服、作業靴等 ➤ 防災資機材の購入（毎年30万円程度購入）

(2) アンケート結果概要

令和元年11月に実施したアンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

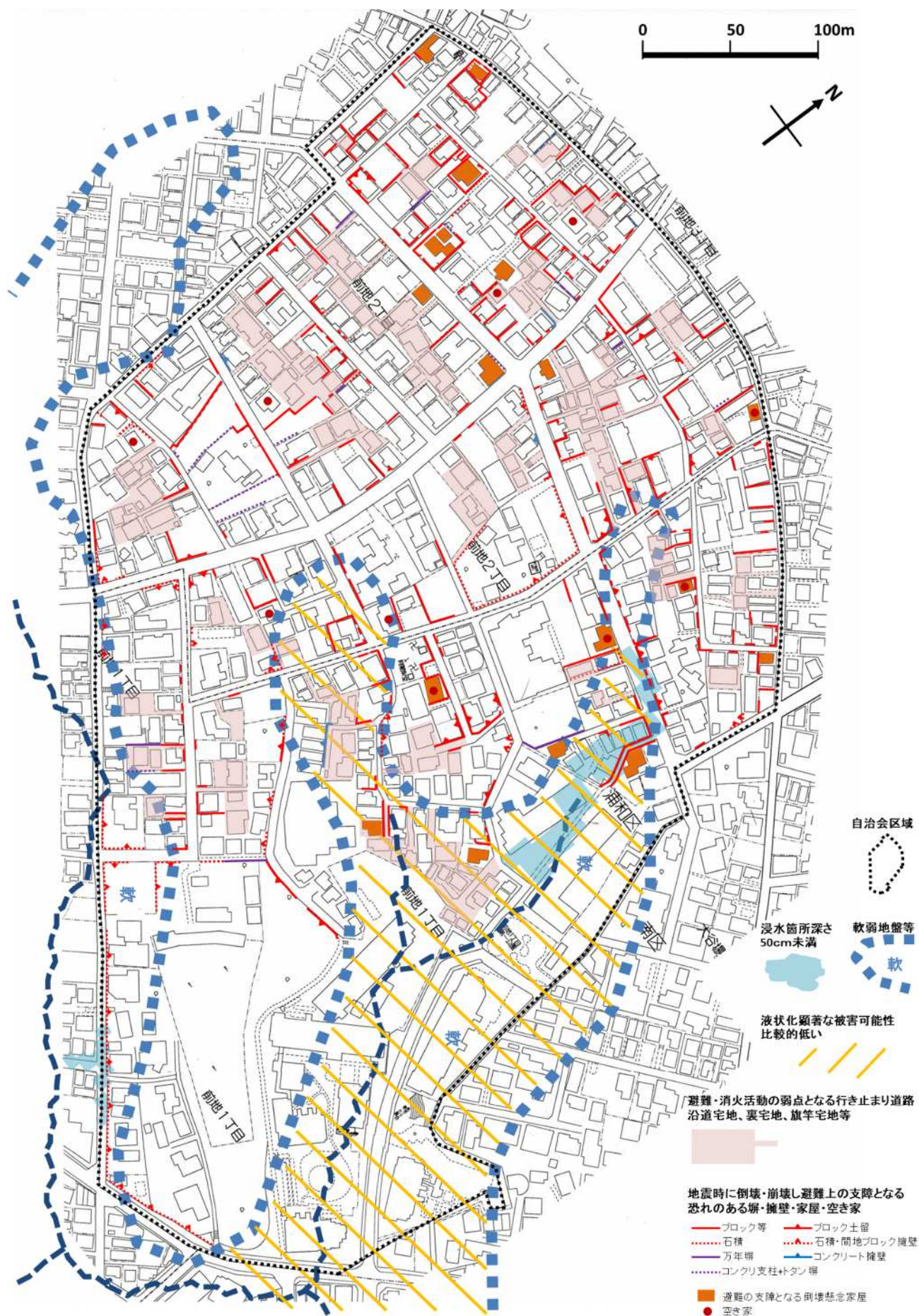
目 的	被害想定調査や防災都市づくり計画の認知度、防災意識の調査
対 象 者	自治会員
回 収 集	36%
設 問	5問+自由記述欄

アンケート結果概要記載

回答者の半数が被害想定調査や防災都市づくり計画を知らず、震災時の事が気になるが多くの人が深刻さを知らない。回答者の7割が防災には共助が大切で地区全体で取り組む事に賛成。

(3) まち歩き点検結果概要

【平成 29 年実施】



4.地区の特徴と課題

まち歩き点検の結果や、地区全体を対象としたアンケートの結果などをもとに、地区の特徴や防災上の課題を整理しました。

(1) 地区の特徴

①歴史・文化

- 大宮台地の先端肢と低湿地の入組んだ地形が残り、地勢に沿った道路、市街地が形成された。
- 柵神社前ではかつて市場が開かれていたこともある。
- 競馬場行きのバスが通る前地通りにはかつて栄えた商店街の面影が残っている。
- 「浦和画家」ゆかりの地である。
- 自治会加入率は高く、祭りや仲本地区運動会への参加者も多く、自治会活動が活発である。

②みどり・街並み

- ゆとりある、のどかな屋敷林が一部に残っている。
- 果樹や選定された庭木が残る景観が随所にみられる。
- 大型マンションの開発により、一部に新しい街並みが形成されている。
- 街区割が大きく、裏宅地や旗竿敷地、行き止まりの袋小路なども多い。
- 未整備の都市計画道路があるほか、4 m未満の道路（2 項道路）もみられる。

③住環境

- 戸建とマンション中心の閑静な住宅地である。
- 商店街は店舗数が減り、歯抜け状態になっている。
- かつては敷地が大きい戸建が多かったが、相続時に土地が細分化されることで小規模な敷地が増えていく。
- 従来の2階建て賃貸木造アパートに代わり、重層長屋形式の賃貸マンションが建設されている。

④防災活動

- 一時避難場所となる公園設置が叶わなかった事を契機に、防災を重視した活動を行ってきた。
- 度々、低地の浸水があり民間敷地に一時貯水槽を設ける緩和策を市に提案し実現した。
- 大型開発に伴う地盤沈下対策について、専門家の協力も得て事業者側と協議、解決を図った。
- 親子防災教室や防災備品展示会、講演会などの啓発活動を実施している。

(2) 地区の防災上の課題

①建物

- 旧耐震基準の建物が多く残っている。
- 耐震診断をしても耐震補強をしないケースが多い。
- 軟弱地盤上に戸建やマンションが建設されている。
- 戸建敷地を細分化する住宅開発が進んでいる。
- 耐震性のない擁壁やブロック塀が極めて多い。

②道路

- 道路網が不整形であり、行き止まりが多い。
- 未整備の都市計画道路区間がある。
- 長い距離にわたって4 m未満道路（2 項道路）が未整備のまま残っている。
- 幅員が2 m未満の路地空間もある。
- 電柱が多く、歩行に支障がある。
- 隅切りがほとんどない。

③空地

- 一時避難場所となる常時解放された空地はプラウドの提供公園だけである。
- 近くに広域避難場所（競馬場）があるが、火災延焼時に近隣避難者を収容できるか懸念がある。
- 地区内の空地は公園化することが難しく、次第に開発される傾向がみられる。

④地域の活動や家庭の備え

- 地震災害直後は防災に関心が集まるが、時間が経つと次第に関心が薄れてしまう。
- 防災への関心を高め、継続できるよう定期的に親子防災教室、防災展示会や講演会、親子火の番などを行っている。
- 補助制度を活用した感震ブレーカーの全戸設置を完了している。
- 補助制度を活用した危険ブロック塀撤去も徐々に実現しつつある。

パート 1 防災まちづくり方針

5.地区の防災まちづくりの目標と方向性

前項までのことを踏まえ、地区の目標と方向性を以下のように設定します。

(1) まちづくりの目標

前地地区の防災まちづくり方針では、地区が持つ魅力を残し育てつつ、地区の課題を克服するため、次のようなまちづくりの目標を掲げます。

みんなが安心して安全に暮らし続けられるまち

(2) まちづくりの方向性

まちづくりの目標を実現していくために、以下のようなまちづくりを進めるものとします。

①災害を拡大させないまちづくり（建物の整備）

- ・耐震性の向上
- ・防災機器・設備の充実
- ・建て詰まりの防止、多様な避難経路の確保

②災害時安全に避難できるまちづくり（道路の整備）

- ・道路の安全性の確保
- ・緊急車両が通ることのできる道路の整備(2項道路の整備促進)
- ・擁壁や塀の耐震化

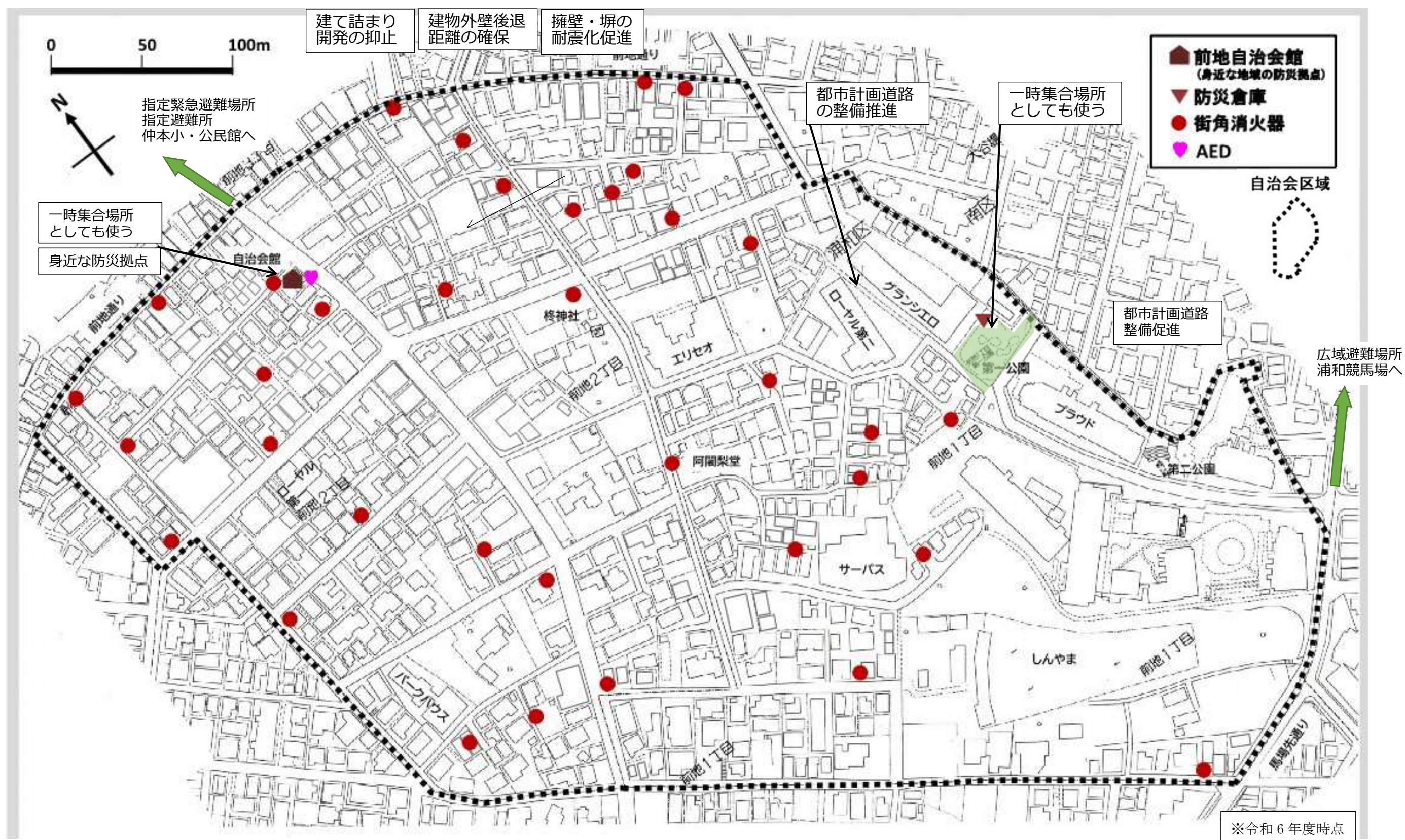
③憩いの場や避難場所を創出するまちづくり（空地の確保）

- ・高齢者や子どもが憩える場所の確保
- ・災害時に避難に使える場所の確保
- ・空き家の活用や寄付物件の募集

④地域の絆が強まるまちづくり（地域の活動や個人の備えの充実）

- ・多世代交流の場の確保
- ・防災訓練・防犯活動の参加の促進
- ・サバイバル能力向上のための親子防災教室

6.防災まちづくり方針マップ^o



7. 防災まちづくりの取組

【凡例】 各取組の実施主体

- ◆ 個人が実施するもの
- 地域が協働で実施するもの
- 地域が行政や関係者に働きかけていくもの

◎ 取組① 【建物の整備】

災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、周辺の安否確認を行うためには、まずは家や家具、ブロック塀の下敷きにならないように自宅の安全対策を行う必要があります。

① - 1 建物の耐震化・不燃化、建て詰め防止、多様な避難経路確保、器具設置

取組の詳細	◆ 昭和 56 年以前の建物は耐震診断を行い、危険な場合は耐震化 ● 地域へ働きかけによる住宅の耐震化・不燃化対策の促進、耐震シェルターやベッドの紹介等 ● 建て詰め防止、多様な避難経路確保(啓発や地区計画導入)
-------	--

市の施策事業	相談窓口
無料でできる耐震診断(木造戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
耐震診断助成制度(戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
耐震補強助成制度(戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
建替え工事助成制度(戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
耐震シェルター等設置支援事業(木造戸建住宅)	建築総務課 TEL : 048-829-1539
共同住宅等耐震助成制度	建築総務課 TEL : 048-829-1539
その他建築物の耐震助成制度	建築総務課 TEL : 048-829-1539
地区計画	都市計画課 TEL : 048-829-1403

① - 2 ブロック塀・万年塀、擁壁等対策

取組の詳細	◆ 自宅のブロック塀・万年塀の点検、低い塀への変更、生垣化等の推進 ● 危険ブロック塀の把握・注意喚起、改善実施の働きかけ、助成制度の紹介等 ■ 高さ 2m 未満擁壁の規制等に関する制度の創設
-------	--

市の施策事業	相談窓口
生け垣助成制度	さいたま市公園緑地協会 TEL : 048-836-5678
みどりの街並みづくり助成事業	みどり推進課 TEL : 048-829-1423
既存ブロック塀等改善事業	南部建設事務所建築指導課 TEL : 048-840-6236

① - 3 火災の発生抑制

取組の詳細	●◆ 助成制度を活用した震災時通電火災防止のための感震ブレーカーの全戸設置※¹ ●◆ 街灯消火器の増設と初期消火への使用についての周知
-------	---

市の施策事業	相談窓口
自主防災組織育成補助金 (感震ブレーカー設置補助を含む)	防災課 TEL : 048-829-1126

※¹ 地震の揺れが収まり、ブレーカーを上げる際は断線などがないか確認を行う

①-4 空き家対策

取組の詳細	● 問題解決が必要な空き家や活用できそうな空き家リストの作成 ● 空き家の所有者の把握 ● 空き家対策に向けた所有者や関係機関への働きかけ、遺言信託の紹介
市の施策事業	相談窓口
所有している空き家等に関する相談窓口	環境創造政策課：TEL:048-829-1325
近隣の空き家等に関する相談窓口	浦和区くらし応援室：TEL:048- 829-6049

◎ 取組② 【道路の整備】

子どもたちが安全に通学し、また、災害時でも安全に避難できるよう、通行の支障となるものを解消し、安全な通学路や避難路の確保を目指します。

②-1 通学路と避難経路の安全性向上

取組の詳細	◆ 新築・建て替えの際、交差点の隅切りによる見通しの確保 ● まち歩きによる危険箇所の把握、整備すべき箇所の抽出 ● 整備すべき箇所について、所有者等への対応策の働きかけ ● 電柱・標識の敷地内への移設に向け所有者・関係機関への働きかけ ● 道路の見通しを阻害する樹木の伐採などに向けた所有者への働きかけ ■ 通学路の安全性の確保に向けた行政への働きかけ(側線幅増、ゾーン 30)
-------	---

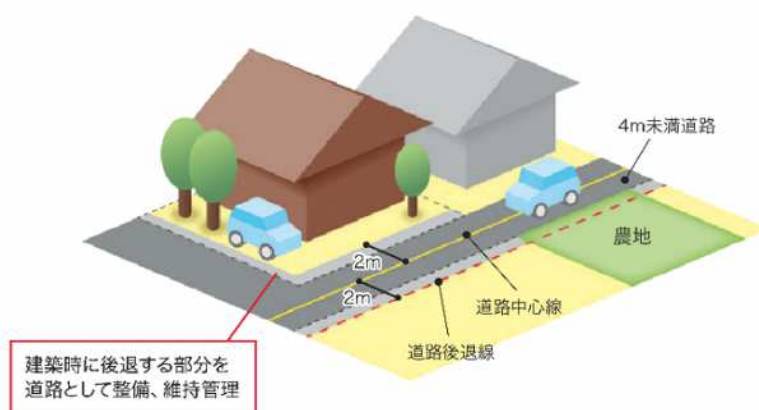
②-2 狭あい道路の拡幅

取組の詳細	◆ 建替え時に敷地を後退する ● 一体的な拡幅整備が必要と考えられる道路リストの作成 ● 一体的な拡幅整備に向けた関係機関への働きかけ
-------	---

市の施策事業	相談窓口
狭あい道路拡幅整備事業（※2）	南部建設事務所建築指導課 TEL：048-840-6237
暮らしの道路整備事業（※3）	南部建設事務所道路安全対策課 TEL：048-840-6206

※2 後退用地を市に寄附する場合に、測量や分筆登記の費用の一部が助成されるもの

※3 後退用地を市に寄附した後、市が狭い道路の拡幅整備を行うもの



◎ 取組③ 【空地の確保】

高齢者や子どもたちが憩える場所、及び災害時でも安全に避難できるような場所の増加を目指します。

取組の詳細	● 高齢者や子どもたちが憩える場所や災害時に一時的に活用できる空地確保への取組の推進 ● オープンスペースへのアクセス性の改善 ● 一時集合場所の候補地リストの作成、所有者や関係者への働きかけ ● ■ 私有地の利用・管理についての協定の締結
市の施策事業	相談窓口
民間児童遊園地等補助金	都市公園課 TEL:048-829-1421

◎ 取組④ 【地域の活動や個人の備えの充実】

日ごろから地区の絆を強めるとともに、事前の対策を地域で協力し合いながら広げていくことを目指します。

④-1 多世代が参加・交流できる活動

取組の詳細	● 若者や子育て世帯が参加しやすい／参加したくなるイベント等の企画 ● 夏祭り ● 親子防災教室の開催 ● 地区合同球技大会 ● 若者が企画・運営する活動の実施（地区全体で全面的にサポート） ● 地区のみどりの保全活動や美化活動の実施 ● 定期的な防災訓練・防犯活動の参加の促進 （防災備品を実際に使用した防災訓練、円滑な避難誘導等の訓練の実施、見回り活動、親子火の番・夜警体験） ● 多世代のたまり場の創設 ● 防災まち歩き点検の定期的な実施 （危険な場所や避難場所・安全な避難路の確認）
-------	---

④-2 まちづくり活動の周知

取組の詳細	● 掲示板の設置場所の増設 ● まちづくりニュースの定期的な発行・配布、ホームページへの掲載、メディアとの連携や動画配信 （SNS等を活用した若い世代に届く情報発信） ● 各種イベント等の際の地区内へアナウンス、参加の呼び掛け ● ■ 防災・減災に関連する各種助成制度などの情報を地区住民に提供
-------	--

④-3 家庭での備え

各家庭では、災害に備えて、できる対策から少しずつ行うことが大切です。そのため、各家庭への災害リスクの周知や感震ブレーカーなどの普及促進に努め、地区全体で防災力を高めていくことを目指します。

取組の 詳細	◆ 震災時の通電火災を防止するための感震ブレーカーの全戸設置 ◆ 住宅用火災警報の設置（消防法改正により家庭でも設置義務化） ◆ 住宅用消火器の設置（使用方法も確認） ◆ 防災加工された燃えづらいカーテンの使用 ◆ 冷蔵庫・本棚・タンスなどの転倒防止対策の実施 （突っ張り棒やＬ字型金具で固定する等） ◆ 市が作成するハザードマップ等による地域の危険性の把握 ◆ 家庭内で自宅が危険になった場合に避難する場所の確認、連絡方法等についての話し合い ◆ 寝室への避難用のスリッパや運動靴の配置 ◆ ライフライン停止時等に備えた、３日分（できれば１週間分）の飲料水、食料の備蓄 普段から少し多めに食材・加工品等を購入し、使用したら買い足し、常に一定量の食料等を家に備蓄（ローリングストック） ◆ 迅速な避難のための非常持出袋の準備 ◆ 市や地域が実施する防災訓練への参加 ◆ 被災時の早期再建のための地震保険等への加入 ◆ 市などから伝達される災害情報の入手手段の確保 ● 地域に対する家庭での備えの啓発 ● ２階以上の階からの地上避難のための避難バルコニーや器具の設置の啓発 ● 道路閉塞時の迂回路となる建物の隙間を塞がないことへの啓発 ● 地区外避難経路の参考図の作成と配布 ■ 出前講座等によるリスクの周知、防災啓発
-------------------	---



パート 2 地区防災計画

1. 発災時の行動

大地震が発生したら、まずは身の安全を確保してから火の始末をし、自宅や周辺の被災状況などに応じて、落ち着いて適切な行動をとってください。

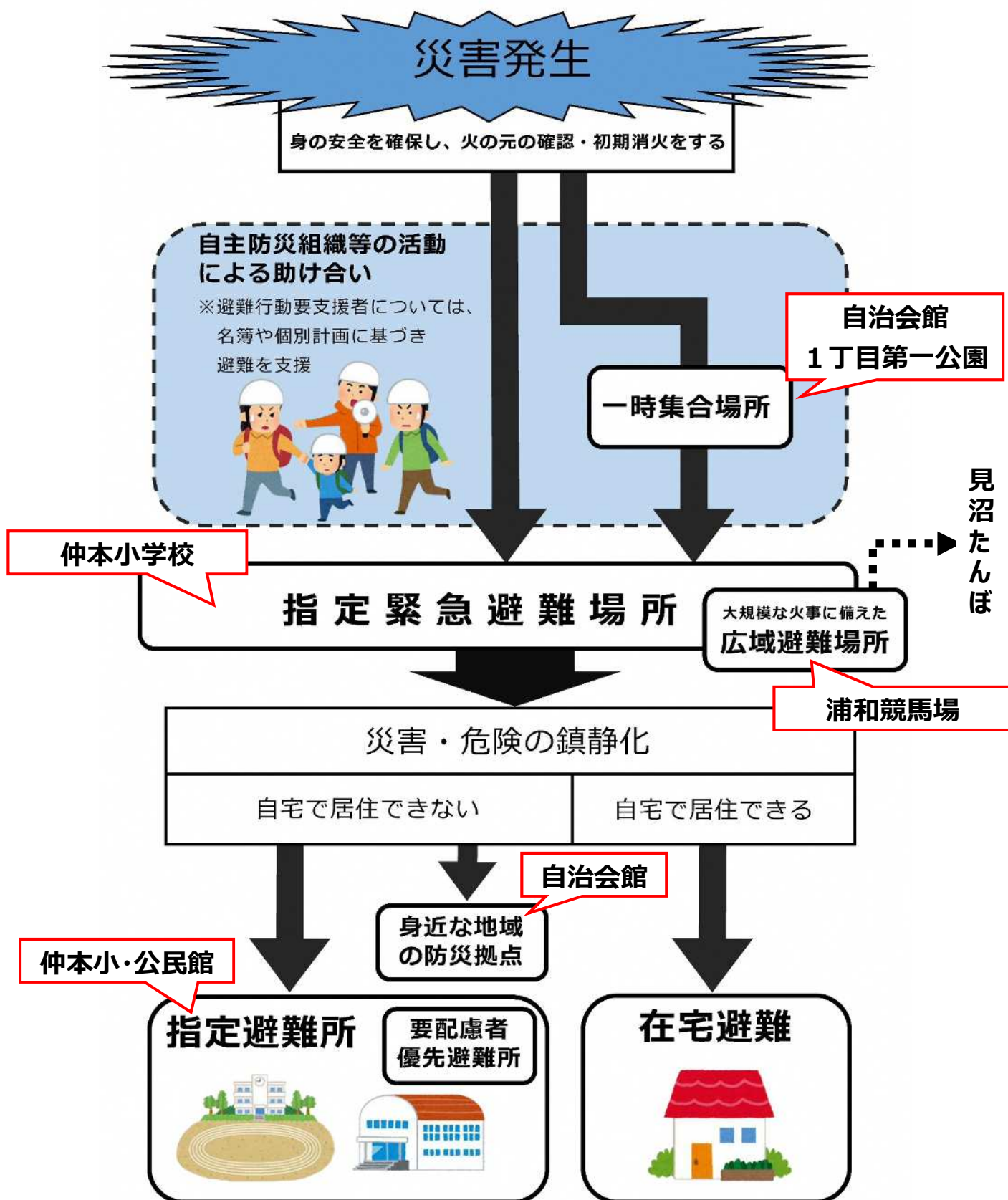
	個人の活動	地区の活動（自治会本部）
緊急地震速報	● 震度 5 弱以上が予想される場合、テレビや携帯等から緊急地震速報が発表される ● 緊急地震速報から揺れが来るまでは、数秒から数十秒くらい	
地震発生	● 机の下などに隠れるなどして、揺れが収まるまで自分の身を守る ● 火の始末をする（※揺れが激しいときは、無理せず揺れが収まってから確認する） ● ドアや窓を開けて逃げ道を確保する	
1～2分	● 火元を確認し、出火していたら初期消火を行う ※「火が大きくなる」「煙が多く発生する」、「熱いと感じた場合」などは、無理に消火せず避難する ※火が天井まで燃え移った場合、初期消火は不可能 ● 家族の安全を確認し、非常持ち出し品を準備する ● 足を守るために靴を履く（室内でも）	● 震度情報から被害状況の推定
3分	● 隣近所の安否確認をする ● 要配慮者を支援する ● 余震に注意する	● 参集開始、本部開設 ● 被害状況の情報収集 ● 火災発生状況確認、延焼予測
5～10分	● テレビ・ラジオ等で正しい情報を確認する ● 周囲の状況を踏まえて安全な場所（避難場所等）に避難する ● 家を出る前にガスの元栓を閉める、電気のブレーカーを切る	● 緊急事態への対応 ● 役割班の編成、活動開始 ● 資機材の点検確認等
20分～数時間	● 近隣住民と協力して消火や救出活動を行う ● こまめにテレビ・ラジオ等で正しい情報を確認する ● 家屋倒壊などの恐れがある場合、早めに避難する	● 避難誘導 ● 避難行動要支援者の支援 ● 消火・救護活動
～1日	● 地域の広報に注意して、地域の災害や被害の情報を集める ● 引き続き余震に注意する	● 地区対策本部の設置 ● 安否確認 ● 安否情報を避難所と情報共有 ● 消火・救護活動 ● 食糧配付
2日目以降		● 避難所開設 →避難所運営への協力
4日目以降		● 復旧状況や被災住民の生活状況、市の災害活動の状況を考慮しながら平常時の体制へ移行

さいたま市防災ガイドブック(令和2年度改訂版)を参考に作成

2.避難するときの行動

避難するときは、元栓を閉め、ブレーカーを落としてから、次の行動イメージを参考に行動してください。

災害等発生から避難所までの避難フロー

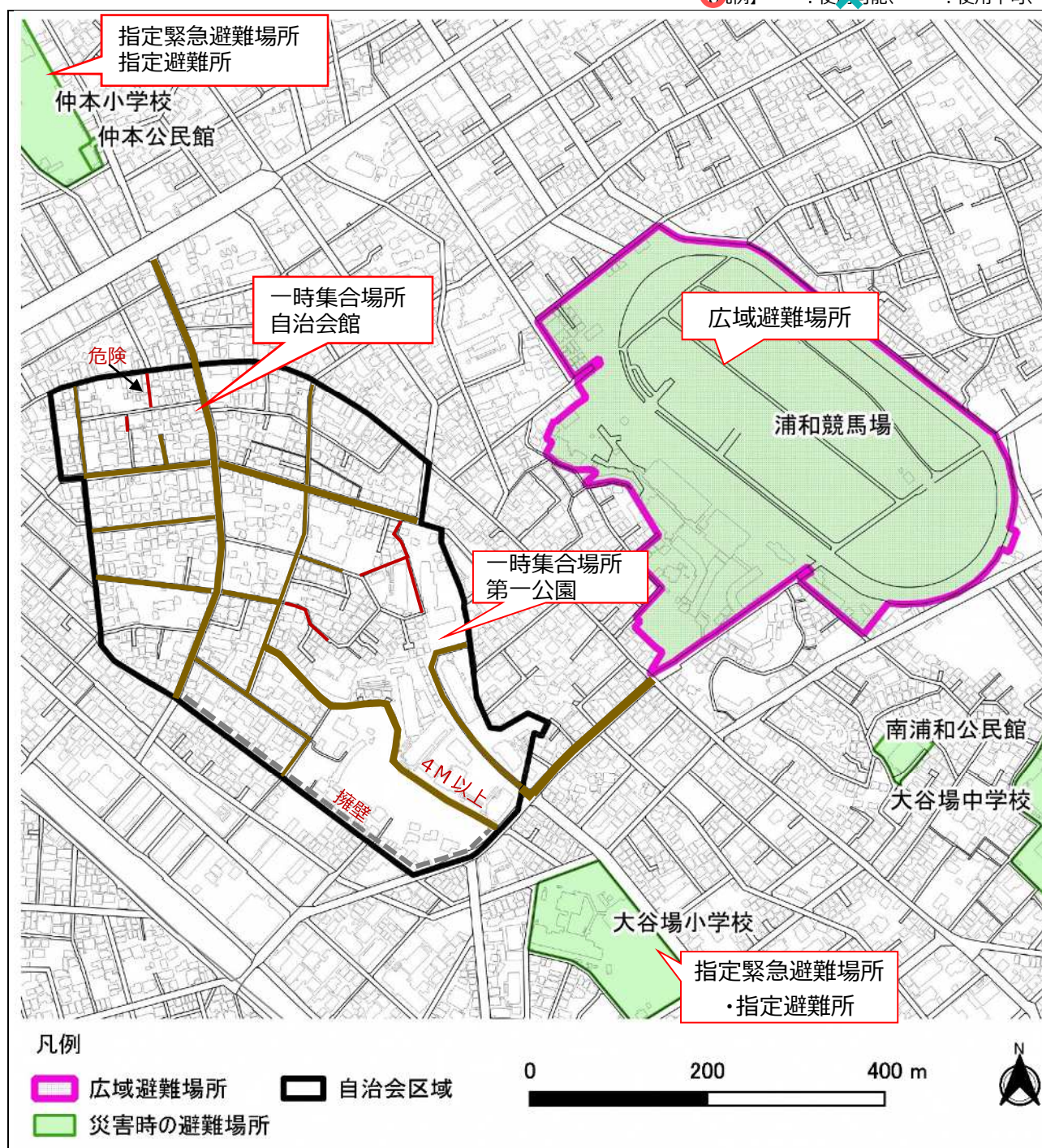


【出典】さいたま市避難所運営マニュアル

3. 一時集合場所、避難場所、避難所について

仲本小学校 (指定緊急避難場所 ・指定避難所)	【住所】 浦和区本太 2-12-31 【電話】 048-882- 3008	【指定緊急避難場所 災害種類】			
		地震 	洪水 	がけ崩れ 	大規模な火事 
浦和競馬場 (広域避難場所)	【住所】 南区 大谷場 1-8-42 【電話】 048-881- 1551	【指定緊急避難場所 災害種類】			
		地震 	洪水 	がけ崩れ 	大規模な火事 

【凡例】  : 使用不可、  : 使用可能、



4.災害時要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する災害時要配慮者（妊婦や外国の方等を含む）の方々が、災害時に孤立しないように、日頃から顔の見える関係づくりを心掛けましょう。

●平常時

災害時に要配慮者の安否確認や避難誘導を速やかにできるよう、日頃から要配慮者と交流し、信頼関係と支援体制を構築するとともに、地域で要配慮者の情報を共有しておくことが大切です。

積極的な交流	要配慮者の把握
➤日頃から隣近所に住む方とあいさつを交わす ➤自治会活動等に参加し、要配慮者を含む地域の人たちと接する機会を増やす	➤隣近所にどのような人が住んでいるか把握する ➤プライバシーや本人の意思を尊重しながら、どのような助け合いが必要なのか話し合っておく ➤本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者の名簿や緊急連絡網を作成しておく
支援者（支援する人）の役割分担	防災訓練への参加
➤災害が起きたときの安否確認や避難誘導などの役割分担を決めておく	➤定期的に防災訓練を行い、要配慮者と一緒に避難経路や危険箇所などを確認する

※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成

●災害時

災害時は、隣近所の安否を確認しましょう。特に一人暮らしの高齢者など要配慮者がいる家には積極的に声を掛けて安否を確認し、避難行動要支援者には近所で協力、自分ができる支援をしましょう。

高齢者や傷病者、妊婦、子連れ	認知症・知的障害などがある人	目が不自由な人
➤複数の支援者で対応する ➤担架などを利用するほか、緊急時にはおぶって避難する	➤笑顔でやさしく声をかけて、要配慮者を安心させる ➤気持ちを落ち着かせてから安全な場所に誘導する	➤声をかけて、そばにいることを知らせる ➤誘導する時は支援者の肩やひじを持ってもらう
車椅子を利用している人	耳が不自由な人	日本語ができない人
➤階段などでは、複数人で車椅子を持ち上げて援助する ➤車椅子での移動が難しい時はおぶって避難する	➤筆談や身振り・手振りなどでコミュニケーションをとる ➤ゆっくり話しかけて口の動きを読んでもらう	➤身振り・手振りなどでコミュニケーションをとる ➤日本語でも良いので、積極的に支援の意思を伝える

※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成

5. 災害時の活動体制

前地自治会では、平常時及び災害時における任務を次表のように決めています。なお、任務以外でも各班と協力・連携し、臨機応変の措置を行ってください。

地区対策本部 及び各班	活動内容	
	災害時	平常時
地区対策本部	➤ 地区の情報把握 ➤ 活動方針決定 ➤ 避難場所との連携	➤ 自治会活動と防災活動（防災訓練等）の方針づくり
総務班	➤ 本部各班との連絡調整	➤ 年間活動計画の推進 ➤ 自治会の庶務及び経理 ➤ 防災井戸の管理
情報班	➤ 地区の情報集約発信 ➤ 避難場所との情報伝達 ➤ 市の情報の伝達	➤ 防災知識の普及啓発
救護班	➤ 被災者、負傷者、要配慮者の救援救護	➤ 要配慮者の把握と支援体制づくり ➤ 避難行動要支援者の個別避難支援プラン策定
消火班	➤ 初期消火活動 ➤ 消防車の誘導 ➤ 防犯も兼ねた安全パトロール	➤ 消火訓練等の実施
避難誘導班	➤ 地区内の救助、避難誘導活動	➤ 危険箇所等の点検把握 ➤ 住民状況把握
物資班	➤ 救援物資の受入、配布	➤ 防災備品の管理
食糧班	➤ 炊き出し ➤ 食糧・水の配布	➤ 行事の炊き出し
環境班	➤ トイレ、ゴミの衛生管理	➤ トイレ・ゴミ集積所の点検

【出典】さいたま市地区防災計画策定の手引き

防災まちづくりの進め方

本地区では、地区計画策定に向け、前地地区の皆さんや行政・関係者と協力しながら進めているところです。地区計画策定に向けた取り組みとともに、防災イベントの実施や避難場所の確認、消火栓の位置の確認等を随時行っていますが、引き続き、短期、中期、長期の目標を掲げ、防災まちづくりにおける課題を解決していきます。

	短期（3年）	中期（5年）	長期（10年）
取組① 災害を拡大させない まちづくり（建物の整備）	地区計画素案作成・手続き 耐震診断 感震ブレーカー設置の確認 空き家の把握	敷地面積の最低限度の設定、壁面位置の制限、 及び垣や柵等の構造の制限による災害リスク悪化の防止 地区計画の導入 耐震化・不燃化対策 ブロック塀・万年塀・擁壁対策 空き家の活用方法検討・改善	
取組② 災害時安全に避難できる まちづくり（道路の整備）	避難場所、避難経路、通学路の確認（まち歩き点検） 新築・建替え時における道路の拡幅・交差点隅切りの確保への働きかけ		
取組③ 憩いの場や避難場所を 創出するまちづくり （空地の確保）	一時集合場所となる場所の確認	所有者への協力依頼 一時集合場所の確保	
取組④ 地域の絆が強まる まちづくり （地域の活動や個人の備えの充実）	防災訓練・防犯訓練への参加促進	まちづくりニュースの定期発行 掲示板の増設・メンテナンス 各種イベントへの参加の呼びかけ 家庭での備えの普及啓発	

参考資料

1.自治会・自主防災会の備えの状況

自治会・自主防災会では、災害時に備えて、以下の様々な用具や資機材の整備を進めています。
日頃から、資器材の点検・整備や資器材を使用した訓練などを行っておくことが大切です。

品 名	数量	品 名	数量
【避難所運営】		【救助キット】	
■ 防災倉庫	2	■ 救急箱	5
■ 名入りテント	4	■ 担架	3
■ 防水シート	10	□	
■ 非常用トイレ凝固剤等	400	□	
■ 組立式簡易トイレ用テント	1	□	
■ 伸縮はしご・脚立	2	□	
■ 消火用バケツ	5	□	
□		□	
□		□	
【炊き出し】		【救助工具・用具】	
■ 鍋	4	■ 油圧ジャッキ	2
■ かまどセット	2	■ バール	20
■ やかん	5	■ スコップ	3
■ 保冷ジャー	4	■ 折込みのこぎり	5
■ α米	3000 食	■ 折りたたみ式リヤカー	1
■ 非常用食品類	1500 食	■ ロープ	10 本
■ 備蓄飲料数	500 本	■ チェーンソー	2
□		■ 車いす	1
□		■ AED	1
【訓練用具】		【照明機器・通信機器】	
■ 避難誘導旗	10	■ 投光器	4
■ 腕章	10	■ 懐中電灯	15
■ 名入りヘルメット	50	■ メガホン	4
■ 防災作業服 上着	10	■ ハンドマイク	4
■ 防災作業ズボン	10	■ トランシーバー	25 組
■ 作業靴	10	■ 発電機	2
■ 帽子	20	□	
■ 消火器	40	□	
■ ホイッスル	100	□	

※令和6年5月時点

2. 家庭での備え

大規模災害時には救援物資が届くまでにおおむね3日かかるといわれているため、家庭では食料や飲料水を普段から多めに常備する（最低3日、できれば1週間分）など、生活に必要なものはできるだけ自己備蓄で賄いましょう。また、非常用持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐ取り出せる場所に保管しておきましょう。

（１）備蓄品のチェックリスト

品 名	品 名
☐ 食糧品（缶詰、レトルト食品、ドライフーズ等） →3日分（できれば1週間分）	☐ ラップ・アルミホイルなど
	☐ ウエットティッシュ、ボディペーパー
☐ 水（1人1日当たり3リットル） →3日分（できれば1週間分）	☐ トイレトペーパー
	☐ マスク
☐ 燃料（卓上コンロ、固形燃料など）	☐ 使い捨てカイロ
☐ 毛布、タオルケット、寝袋など	☐ 簡易トイレ
☐ 洗面用品	☐ 予備の眼鏡、補聴器など
☐ 鍋・やかん	☐ 工具類（ロープ、バール、スコップなど）
☐ 簡易食器（わりばし、紙皿、紙コップなど）	☐ 除菌シート等感染対策品
☐ ランタン、電池、蓄電池、ソーラーパネル	☐

（２）非常用持出品のチェックリスト

品 名	品 名
☐ 非常食	☐ ナイフ、缶切り、栓抜き
☐ 飲料水	☐ ティッシュ（ウエットタイプも）、トイレトペーパー
☐ 携帯ラジオ（予備の電池）	☐ タオル、ボディペーパー
☐ 懐中電灯（予備の電池・電球）	☐ ビニール袋
☐ ヘルメット、防災ずきん	☐ 上着・下着
☐ 救急医薬品、冷エビタ、使い捨てカイロ	☐ 軍手
☐ 常備薬（お薬手帳）	☐ 断熱性のあるシート
☐ 貴重品（預貯金通帳、印鑑、）	☐ 携帯電話の予備バッテリー
☐ 現金、キャッシュカード	☐ 生理用品、化粧品
☐ マイナンバーカードや健康保険証、住民票のコピー	☐ 除菌シート等感染対策品
☐ ろうそく・ランタン	☐ 携帯トイレ
☐ ライター（マッチ）	☐ マスク
☐ 高齢者・障害者用品（紙オムツ、補聴器、杖、入歯 洗浄剤、車いす等）	☐ 避難者カード
☐ 保育用品（哺乳瓶、ミルク、紙オムツ、ベビーカー等）	☐ 手帳・筆記用具
☐ ペット用品（フード、トイレ、シーツ、リード、クレート等）	☐ 雨ガッパ
☐ 携帯用簡易食器	☐ 寝袋
	☐ 口腔ケア品（歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジ、フロス）



※さいたま市防災ガイドブックを参考に作成

親子防災教室の開催(講義、炊出しや通信実習)



仲本小で近隣町会合同の避難所運営訓練(担当毎)



防災訓練 避難梯子を使った避難訓練



防災訓練 防災備品の使用訓練(発電機)



防災訓練 防災備品の使用訓練(チェーンソー)



親子火の番・夜警体験 町内循環



作成

前地自治会

作成支援

さいたま市 都市局 都市計画部 都市総務課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL: 048-829-1394 FAX: 048-829-1979

初版 令和7年2月作成